平成２２年（フ）第３２６号
兵庫県川西市萩原２丁目12番５号、前住所大阪市東淀川区相川３丁目15番１号401
債務者　呉屋　俊充
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３９０号
名古屋市熱田区波寄町12番３号　アーバンストリーム202号
債務者　坂倉　純子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２４号
函館市的場町４番11号
債務者　嵐田　清美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４２５号
函館市昭和町22番地48
債務者　荒木美和子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４２６号
函館市高盛町12番15号
債務者　森　　茂樹
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４２７号
函館市高盛町12番15号
債務者　森　　朋美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５６号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2007番地５
債務者　村山建具店こと　村山　勝義
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６３号
山形市円応寺町13番38号　朝日ハイツ101号
債務者　小野登代美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６７号
山形県北村山郡大石田町大字豊田744番地１、申立時住所山形市南四番町７番31号　レジデンス山本Ｂ101号
債務者　ボードレールこと　芳賀　義一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７８号
山形市瀬波２丁目12番18号
債務者　高梨　輝子（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８３号
山形県上山市皆沢1611番地76
債務者　佐竹　昌則
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８５号
山形市飯田４丁目３番46―507号　飯田ハイツ
債務者　小林　秀次
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８６号
山形市飯田４丁目３番46―507号　飯田ハイツ
債務者　小林　美和
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４号
群馬県利根郡昭和村大字森下1342番地１
債務者　綿貫　孝保
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
群馬県沼田市大釜町569番地14
債務者　林　　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
群馬県太田市龍舞町1670番地21
債務者　小磯　光平
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２０８号
群馬県太田市新田上田中町132番地２
債務者　関根　啓吉
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所太田支部